

## 八島花メンバーシップ 会員規約

### 第1条(名称)

本会の名称は「八島花メンバーシップ」(以下、メンバーシップと表記)とします。

### 第2条(目的)

本会は、八島花のまち及び八島花文化財団を応援して下さる皆様とともに、様々な活動を通じて、八島花の文化の承継、地域資源の価値・魅力を創出・向上することを目的とします。

### 第3条(事務局)

本会の事務手続きを行うため、事務局を八島花文化財団内に設置し、東京都墨田区京島3-50-12に置くものとします。

### 第4条(会員)

本規約を承認の上、入会手続きを完了し、会費の受領を確認したのち会員とします。

1. 会員の種類は次の通りとします。  
会員:本会の目的に賛同し活動するために入会した個人、法人、団体とします。
2. 住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
3. 会員は、会員特典を受けることができます。会員特典の内容は第7条に記します。

### 第5条(入会金・年会費)

1. 入会金なし
2. 会費なし
3. 寄付・ドネーション ¥1,000/一口

※寄付はいつでも何口でもご自由にお支払い頂けます。

※寄付の半額は応援したい事業の運営費用として投票下さい。(¥500/一票)

※振込手数料などは会員の皆様ご自身の負担となりますのでご了承ください。

### 第6条(継続)

退会の手続きがない限り継続するものとします。

### 第7条(会員特典)※下記例

- 会員証の発行
- メールマガジンの発行
- 各種イベントの優待案内(割引、優先予約など)
- 新年会などメンバーシップイベントへのご招待
- 会員用SNSへのご招待(「八島花が紹介したい物件」などの会員限定コンテンツ)
- そのほか新たな特典を随時追加

### 第8条(会員義務)

1. 八島花の文化の承継、地域資源の価値・魅力を創出・向上することに努めるものとします。
2. 会員証・会員番号を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用による損害に対して本会は責任を負いません。

#### 第9条(本規約の追加、変更)

本規約の追加、変更は事務局が行い、会員に都度、追加・変更事項を通知するものといたします。

#### 第10条(退会)

1. 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができます。
2. 会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいはメンバーシップに対して著しく損害を与えると判断した場合、会員の資格を一時停止または解除します。
3. 会員自身による年度途中の退会の場合、会費の返却はいたしません。

#### 第11条(個人情報)

会員の個人情報は、メンバーシップの活動、会員特典の提供以外の目的のために利用しないと、第三者に開示、提供しないものとします。

#### 第12条(活動の中断)

天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により活動が中断される場合、速やかな復旧に努めますが、それにより発生する損害に対してメンバーシップは責任を負いません。

#### 第13条(本会の解散)

本会および八島花財団にその活動を継続したい事情が生じた際、会員に連絡のうえ、本会は解散します。なお、その場合に年会費の返却はいたしませんので、ご了承ください。

#### 付 則

この規約この規約は 2023年10月1日より施行します。